

日本国徳島県教育委員会と中華民国（台湾）新竹市教育処との
教育交流に関する協定書

徳島県教育委員会（以下「甲」という。）と新竹市教育処（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定は徳島県と新竹市が教育、文化、スポーツ交流を推進することにより、相互友好、親善を深め、徳島県と新竹市の教育の充実と発展に寄与することを目的とする。

（交流事項）

第2条 甲と乙は、平等互惠、相互尊重の精神に基づき、次の事項について連携協力する。

- (1) 教職員の交流研修
- (2) 学生の交換留学、研修、共同研究
- (3) 教育旅行における提携
- (4) スポーツ交流
- (5) 日本語教育と華語文（中国語）教育における提携

（方法）

第3条 甲と乙は、連携協力するに当たり、教職員、学生の派遣、受け入れ及び施設設備の利用等について、互いに便宜を図るものとする。

（経費）

第4条 甲と乙の連携協力に伴う経費は、原則として各自が負担する。

（有効期間）

第5条 本協定は締結の日から満5年ごとに期限を迎える。ただし、本協定の有効期間満了2か月前までに、甲、乙いずれからも別段の申し出がない場合は、自動的に5年間期限が延長されるものとし、以後もこれに準ずるものとする。

2 本協定の改廃は甲と乙の協議による。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して決定する。

2 連携協力の細目その他については、甲と乙の協議により別に定めるものとする。

3 この協定と提携は日本語と中国語で各2部作成されており、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有し、いずれも同等の効力を有する。

2015年9月7日

徳島県教育委員会教育長

新竹市政府教育処長

(参考)

徳島県教育委員会訪問団の中華民国（台湾）新竹市教育処
公式訪問について

1. 目的

教育長をトップとした徳島県教育委員会訪問団を派遣し、「日本国徳島県教育委員会と中華民国(台湾)新竹市教育処との教育交流に関する協定」を締結する。

2. 団員

佐野 義行 徳島県教育委員会教育長
和田りか子 学校政策課グローバル人材育成担当 室長
向井 佳子 学校政策課グローバル人材育成担当 指導主事

3. 日程

平成27年9月6日（日）～9日（水）

主な予定

- ・新竹市政府教育処訪問, 協定書の調印
- ・国立新竹商業高校訪問
- ・新竹市成徳高校訪問
(徳島県立鳴門渦潮高校姉妹校)
- ・国立新竹科学園区実験高校・新竹科学工業園区訪問